

広島県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県庄原市 高茂町日向、高茂町上、高茂町下、高茂町宇留々木、水越町栗ヶ段、水越町大田、水越町小車目、水越町横畑、水越町黒瀬、水越町城迫、水越町表水越、平和町平田、平和町大下、木戸町、木戸町下	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向（六八五二）	急傾斜地の崩壊	日向（六八五二） 急傾斜地の崩壊
日向（六八五二―二）	急傾斜地の崩壊	日向（六八五二） 急傾斜地の崩壊
日向（一三〇七八）	急傾斜地の崩壊	日向（一三〇七八） 急傾斜地の崩壊
高茂上（一三〇七九―一）	急傾斜地の崩壊	高茂上（一三〇七九―一） 急傾斜地の崩壊
高茂上（一三〇七九―二）	急傾斜地の崩壊	高茂上（一三〇七九―二） 急傾斜地の崩壊
高茂下（一三〇七九）	急傾斜地の崩壊	高茂下（一三〇七九） 急傾斜地の崩壊
高茂下（一三〇八一―一）	急傾斜地の崩壊	高茂下（一三〇八一―一） 急傾斜地の崩壊
宇留々木（一二九九七）	急傾斜地の崩壊	宇留々木（一二九九七） 急傾斜地の崩壊
宇留々木（一二九九八）	急傾斜地の崩壊	宇留々木（一二九九八） 急傾斜地の崩壊
宇留々木（一二九九九）	急傾斜地の崩壊	宇留々木（一二九九九） 急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十号）で定める事項

五二一	木戸下 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五二一	木戸下 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五二	木戸下 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五二	木戸下 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九五	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九五	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九四	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九四	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八二	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八二	大下 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九一	大下 (三七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九一	大下 (三七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五五	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五五	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五四	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五四	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五三	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	五三	向平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八四	向平田 (二七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八四	向平田 (二七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九〇	平田 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九〇	平田 (一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六一	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六一	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六一	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六一	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六	平田 (三七五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

高茂下④隣一 (九三四四― 一)	土石流	次の図のとおり	高茂下④隣一 (九三四四― 一)	土石流	次の図のとおり
宇留々木④隣 二(九三四四 ―二)	土石流	次の図のとおり	宇留々木④隣 二(九三四四 ―二)	土石流	次の図のとおり
黒瀬(九三四 五)	土石流	次の図のとおり	黒瀬(九三四 五)	土石流	次の図のとおり
大田(九三四 五隣a)	土石流	次の図のとおり	大田(九三四 五隣a)	土石流	次の図のとおり
平田(九三八 一隣a)	土石流	次の図のとおり	平田(九三八 一隣a)	土石流	次の図のとおり
平田(九三八 一隣b)	土石流	次の図のとおり	平田(九三八 一隣b)	土石流	次の図のとおり
平田(九三八 一隣d)	土石流	次の図のとおり	平田(九三八 一隣d)	土石流	次の図のとおり
平田(九三八 一隣e)	土石流	次の図のとおり	平田(九三八 一隣e)	土石流	次の図のとおり
平田(九三八 一隣f)	土石流	次の図のとおり	平田(九三八 一隣f)	土石流	次の図のとおり
大下(九三八 一隣c)	土石流	次の図のとおり	大下(九三八 一隣c)	土石流	次の図のとおり
大下(九三八 一隣g)	土石流	次の図のとおり	大下(九三八 一隣g)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。